

尾瀬国立公園ポスターデザイン使用規程

1. 目的

この規程は、「令和4年度尾瀬国立公園広域プロモーション推進業務」で制作した尾瀬国立公園ポスターデザイン（以下、「ポスターデザイン」という。）の使用に関し必要な事項を定め、もって尾瀬国立公園のプロモーション、適正な利用の推進、普及啓発等に寄与することを目的とする。

2. 管理事務

ポスターデザインの権利は関東地方環境事務所が保有し、管理事務は関東地方環境事務所国立公園課長（以下、「ポスターデザイン管理者」という。）が行う。

3. 使用について

次の場合には、関東地方環境事務所国立公園課担当官（以下、「担当官」という。）に目的・場所・期間・活用方法等をメール等で事前に協議したうえで、ポスターデザインの使用を認める。使用方法は、ポスターデザインの全部または一部（背景イラストなど）の利用を想定するが、背景イラストのみ使用する場合は、尾瀬国立公園のイラストであることがわかるように使用物に表記することとする。詳細については担当官と協議すること。

- ① 日本国の機関が、尾瀬国立公園の普及啓発等に関する活動・整備に使用する場合。
- ② 尾瀬国立公園協議会に属する構成員が、国立公園の普及啓発に関する活動・整備に使用する場合。

4. 3. 以外の場合で使用する場合

上記3以外の者（雑誌・SNS等のメディア、報道関係者、尾瀬国立公園に関連する商工・観光関係者等）がポスターデザインを使用する場合は、尾瀬国立公園の普及啓発等に関する活動を行うことを目的としてポスターデザイン管理者が使用を認めた場合に限り、使用することができる。

この場合、ポスターデザインを使用したい者は別添1の申請書に使用目的、使用期間、使用方法等を明記し、ポスターデザイン管理者に事前の申請を行うこととする。使用の可否についてはポスターデザイン管理者が決定を行い、使用を認める旨の通知を受けたものでなければ使用できないものとする。

また、ポスターデザインの使用に当たっては、どのようなものに使用されたかを把握するため、使用開始から1ヶ月以内にポスターデザイン管理者に使用方法等を報告するものとする。

5. 禁止事項

ポスターデザインについて、次の事項に該当する使用を禁止する。

- ① 尾瀬国立公園の普及啓発と著しく乖離し、又はその品位が損なわれるおそれがある場合。

- ② 法令や公序良俗に反する使用、又はそのおそれがある場合。
- ③ 特定の団体や個人等を誹謗中傷する場合。
- ④ 提供する商品やサービスの品質を担保、又は証明するものとして使用する場合。
- ⑤ 別途当所の許諾を得ることなく、当所と何らかの雇用関係、提携関係、パートナーシップ関係等があること、又は当所による承認・後援・推奨等を示唆するような方法でポスターデザインを使用すること。
- ⑥ 営利目的の販売物に主としてポスターデザインを使用する場合。
- ⑦ 使用者が実体の無い団体の場合。
- ⑧ 反社会的勢力もしくは、それに類する団体、企業及び個人に関わりがある者が使用する場合。
- ⑨ その他、本規程の定めに適合しない場合。

6. ポスターデザインを使用する者の責務等

ポスターデザインを使用する者は、信義に従い、誠実に本規程を履行しなければならない。なお、ポスターデザイン管理者は、ポスターデザインの使用に伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

7. ポスターデザインの使用改善・禁止の要求

ポスターデザインを使用する者が、5. 禁止事項に定める事項に抵触している場合には、ポスターデザイン管理者は当該使用者に対し、使用の改善を求めることができる。使用改善の要求に従わない場合には、ポスターデザイン管理者は当該使用者に対する使用の禁止を求めることができる。なお、ポスターデザイン管理者はこの要求に伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

8. 使用規定の変更

当所は、当所が必要と判断する場合、ポスターデザインを使用する者にあらかじめ通知することなく、いつでも本規定を変更することができる。変更後の使用規定は、当所ウェブサイト内の適宜の場所に掲示された時点からその効力を生じるものとし、使用者は、変更後もポスターデザインを使用し続けることにより、変更後の使用規定に同意をしたものとみなす。

9. その他

本規程に定めるものの他、必要な事項は関東地方環境事務所国立公園課が別に定める。

附則

本規程は、令和5年7月11日より施行する。